

第 52 回杉並区自転車等駐車対策協議会の開催にあたって

§ 1. 組織の新体制について

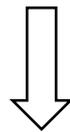
令和 6 年度より交通分野を強化し、一体的な組織運営を行うため、すぎ丸をはじめとする地域交通、自転車の活用推進及びネットワーク並びに交通安全、自転車駐車場の整備運営や放置自転車の啓発・撤去活動をはじめとする自転車対策の分野を統合して、都市整備部管理課交通企画担当に一元化しました。

〈令和 5 年度〉

都市整備部 管理課 交通施策担当（交通企画係、自転車計画担当）

都市整備部 土木管理課（※自転車対策係） ※事務局

都市整備部 杉並土木事務所（交通安全係）



※三課から一課に統合

〈令和 6 年度〉

都市整備部 管理課 交通企画担当

（交通企画係・自転車活用推進係・※自転車駐車場係） ※事務局

§ 2. 前回の協議会の報告内容について

令和 4 年度の放置自転車対策の概要、杉並区自転車活用推進計画（案）を報告事項とし、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

ご意見の中でご要望のありました、杉並区自転車活用推進計画（案）のパブリックコメントに対する区の考え方を本日お配りしています。

§ 3. 前回の協議会から今回の協議会までの取組み経緯について

杉並区自転車活用推進計画（案）については、2月に策定し、今年度より計画に位置付けた取組を実施しています。

また、前々回の協議会での報告した通り、JR 中央線の自転車駐車場 4 箇所（西荻窪西、阿佐ヶ谷東、高円寺東及び阿佐ヶ谷西）については、7 月からジェイアール東日本都市開発により、管理運営を行っています。

§ 4. 本日の報告及び議題

（1）杉並区自転車活用推進計画の取組について

（2）区立自転車駐車場の管理運営について

※計画に位置付けた「管理運営の見直し」について、

区立自転車駐車場の現状・課題を共有させていただき、ご意見を伺えればと存じます。